

鳥羽伊良湖航路活性化協議会規約（案）

（目的）

第 1 条 鳥羽伊良湖航路活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）の規定に基づき、鳥羽伊良湖航路とそれに関連する輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。

（業務）

第 2 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1） 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （2） 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3） 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

（協議会の構成員）

第 3 条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、鳥羽市副市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者とし、会長が任命又は委嘱する。
- 4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第 4 条 協議会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1 人
 - （2） 監事 2 人
- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。
 - 3 役員の前任期は 2 年とする。但し役員が欠けたことにより選任された役員の前任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の前職務）

第 5 条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 監事は、協議会の会計を監査する。

（協議会の運営）

第 6 条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、協議会の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員の互選により職務を代理する者

を選任し、その職務を代理する。

- 4 協議会の議決方法は、合意を原則とする。ただし、協議が調わないときは出席委員の多数決によるものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 5 委員がやむを得ない事由のため協議会に出席できないときは、会長を除いて、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見を聴くことができる。
- 7 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(幹事会)

第7条 協議会に提案する事項についての協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委員を退任した後においても同様とする。

(報償)

第10条 協議会に出席した委員に対しては、予算の範囲内で報償を支給する。ただし、官公庁の職員である者及び利害関係団体を代表する者については、適用しないものとする。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、鳥羽市、田原市において事務局を組織する。

- 2 事務局を鳥羽市役所企画財政課内に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成22年10月 日から施行する。

別 表（第 3 条関係）

条 項	構 成	委 員
法第 6 条第 2 項第 1 号 の 委員	鳥羽市	副市長
		観光課長
		定期船課長
	田原市	産業振興部商工観光課長
		市民環境部市民協働課長
法第 6 条第 2 項第 2 号 の委員	伊勢湾フェリー株式会社	取締役社長
法第 6 条第 2 項第 3 号 の委員	中部運輸局	企画観光部交通企画課長
		海事振興部旅客課長
	三重県	政策部交通政策室長
		農水商工部観光局観光・交流室長
	愛知県	地域振興部交通対策課長
		産業労働部観光コンベンション課長
	学識経験者	立教大学観光学部教授
		名古屋大学大学院環境学研究所准教授
		三菱UFJリサーチ&コンサルティング名古屋本部観光・交流政策グループ長
	鳥羽市観光協会	会長
	田原市観光協会	理事
	鳥羽商工会議所	専務理事
	田原市商工会	参事
	渥美商工会	事務局長
	鳥羽市自治会連合会	会長
	田原市校区総代会	副会長
その他鳥羽市・田原市が必要と認める 者	全日本海員組合名古屋支部長	

鳥羽伊良湖航路活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、鳥羽伊良湖航路活性化協議会規約第11条の規定に基づき、鳥羽伊良湖航路活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 協議会の会議に関する事。
- （2） 協議会の資料作成に関する事。
- （3） 協議会の庶務に関する事。
- （4） 協議会の財務に関する事。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、協議会運営に関する事。

（事務局）

第3条 事務局長は、鳥羽市企画財政課長をもって充てる。

2 事務局員は、鳥羽市、田原市の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1） 事務局の運営に関する事。
- （2） 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事。
- （3） 物品及び現金の出納に関する事。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、鳥羽市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、鳥羽市において定められている公印の取扱いの例による。

（歳入歳出予算）

第7条 協議会の予算は会長が調製し、協議会に諮るものとする。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(出納及び現金等の保管)

第8条 事務局長は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(決算等)

第9条 会長は、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 前項の承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。


(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の庶務及び財務に関する手続きは鳥羽市の例によるものとし、特に必要な事項については、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成22年10月 日から施行する。ただし、第7条第2項にかかる平成22年度の会計年度は、施行の日から翌年3月31日までとする。

別表 (第6条関係)

名称	形状	寸法 (mm)	用途	個数	管理者
鳥羽伊良湖 航路活性化 協議会会長の 印	 A square seal with a grid pattern. The text inside is in seal script (shōmei) and reads '鳥羽伊良湖航路活性化協議会会長の印' (Seal of the President of the Itoya Bird Route Activation Agreement Association).	21×21	一般文書用	1	事務局長